

# 令和8年度予算見積調書

課室名: こども安全課  
担当名: 養護担当  
内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
S262	民間活用型こども家庭援助事業費（児童家庭支援センター運営事業費）			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務	児童家庭支援相談体制強化対策事業費		
事業期間	平成10年度～	根拠法	児童福祉法第44条の2、児童福祉法施行規則第38条の2	針路分野施策	040403	子育てに希望が持てる社会の実現 児童虐待防止・社会的養育の充実	SDGsゴール16 SDGsターゲット16-2			

## 1 事業概要

家庭等の相談に専門的知識をもって対応し、また児童相談所・市町村等との連絡調整・支援を行う、県内3か所の児童家庭支援センターに対して運営事業費を補助する。

民間活用型こども家庭援助事業費  
(家庭児童支援センター運営事業費) 57,187千円

## 2 事業主体及び負担区分

【こども家庭庁】  
児童虐待防止対策等総合支援事業費等国庫補助金  
(国1/2・県1/2)

## 3 地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)  
(款) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費  
(細節) 児童相談所費 (積算内容) 児童虐待対策補助金

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員  
9,500千円×0.15人=1,425千円

## 5 事業説明

### (1) 事業の目的

児童家庭支援センターは、児童福祉施設の一つであり（児童福祉法第7条・第44条の2）、専門的な知識を持った職員が児童、家庭、地域からの相談に応じる他、市町村に対する専門的助言、児童相談所から受託された児童に対する指導、里親からの相談・支援、関係機関との連絡調整を行う。

児童家庭支援センターは地域における児童・家庭支援の拠点となっているが、その運営費は国・県の補助金により支えられており、国が定める補助基準額に基づき必要な補助をするものである。

### (2) 事業内容

- ア 地域・家庭からの相談に応じる事業
- イ 市町村の求めに応じる事業（例：児童・家庭の保護等に関する専門的助言、心理士・相談員の派遣）
- ウ 児童相談所からの受託（例：受託された要保護児童・家庭の継続的な把握・支援）
- エ 里親支援（例：里親に対する専門的助言）
- オ 関係機関との連絡調整（例：市町村の要保護児童対策協議会への参加）

### (3) 事業効果

経済的支援により、児童家庭支援センターの円滑な運営が図られる。  
それにより、地域の児童福祉及び家庭の福祉の向上が図られる。

【活動指標（アウトプット）】		【成果指標（アウトカム）】			
		(補助金額)	(国補助基準額)	(相談実人数)	(相談延べ件数)
令和6年度	40,562千円	49,899千円	令和6年度	1,578人	13,924件
※ 国補助基準額 ⇒ ①事務費（心理担当職員1名+相談担当職員2名分の人事費込み） 基準額：心理担当職員が常勤の場合 12,546千円、非常勤の場合 8,283千円 ②事業費 基準額：前年度相談件数に応じて 352千円～6,615千円					

予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
	国庫支出金							
決定額	57,187	28,593					28,594	8,023
前年額	49,164	24,582					24,582	

## 事業内訳書

事業名	民間活用型こども家庭援助事業費（児童家庭支援センター運営事業費）		
単位事業名	民間活用型こども家庭援助事業費（児童家庭支援センター運営事業費）	予算額	57,187千円

○歳入

(単位 : 千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
国庫支出金・ 児童福祉費補助金	28,593	4,011	【こども家庭庁】 児童虐待防止対策等総合支援事業費等国庫補助金 補助率 1/2
一般財源	28,594	4,012	
合計	57,187	8,023	

○歳出

(単位 : 千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	57,187	8,023	
合計	57,187	8,023	